



2022年10月13日

各 位

会 社 名 株式会社オーバル
代表者名 代表取締役社長 谷本 淳
(コード番号：7727 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 経営企画室長 市村 隆博
電話 03-3360-5009

Anton Paar GmbH との事業提携に関する協議の経過について（2）

当社は、2022年10月6日付け「Anton Paar GmbH との事業提携に関する協議の経過について」（以下「当社経過プレスリリース」といいます。）において、Anton Paar GmbH（以下「Anton Paar」といいます。）との事業提携に関する協議の経過についてお知らせしておりましたが、その後、同月11日、株式会社アントンパール・ジャパンのウェブサイトにおいて、「株式会社オーバルとの提携に係る経過」（以下「Anton Paar 経過プレスリリース」といいます。）として事業提携に関する協議の経過についての開示がなされております。しかしながら、Anton Paar 経過プレスリリースの内容については、事実と異なる記載や当社の株主の皆様への誤解を招くと思われる記載があることから、下記のとおり、Anton Paar との協議の経過について改めてご説明します。

記

当社は、2022年6月10日、Anton Paar から、当社取締役会の同意が得られることを条件とする、当社の経営支配権の取得を前提とした事業提携（以下「本提携」といいます。）の提案（以下「本提案」といいます。）を受けました。当社はこれまで主要事業が異なるAnton Paar と特に深い関係性があつたわけではなく、また、Anton Paar はオーストリアの非上場会社であり、Anton Paar の詳細な情報も有していなかったことから、上場廃止となる可能性も含め当社及び当社のステークホルダーに多大な影響を与える本提案の内容について、当社取締役会は、真摯且つ慎重に検討しておりました。そのような状況において、Anton Paar は、当社に対して、当社取締役会の同意を前提とする本提案を行う一方で、本提案から1か月にも満たない短い期間のうちに、当社に何らの連絡もなく当社の株式を市場で大量且つ急速に買い集めていたため（以下「本買集め」といいます。）、当社は、本提案について本買集めの影響を受けずにAnton Paar と協議を行うため、Anton Paar に対して、当社とAnton Paar の間で本提案に係る協議が継続している間、当社株券等の追加取得を中止するよう要請しましたが、Anton Paar は、当該要請を拒否し、当社株式の買増しを継続しました。当社取締役会は、このようなAnton Paar の当社株式の買集めの状況や、

Anton Paar に対する質問に対する回答等を踏まえ、Anton Paar の議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（即ち、大規模買付行為等）が行われていると合理的に判断できることを受け、2022 年 7 月 20 日、①Anton Paar による当社株券等を対象とする大規模買付行為等及び②Anton Paar による当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議し、本対応方針を公表すると同時に、Anton Paar に対し、本対応方針を遵守するとともに、大規模買付行為等説明書の提出を要請いたしました（詳細は、2022 年 7 月 20 日付け「Anton Paar GmbH による当社の株券等を対象とする大規模買付行為等が行われていることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）。

その後、2022 年 7 月 28 日付け「Anton Paar GmbH からの趣旨説明書の受領に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、同月 27 日付けで、Anton Paar より「趣旨説明書」と題する説明書（以下「本趣旨説明書」といいます。）を受領しました。本趣旨説明書は、本提案と基本的に同内容であり、当社が要請をした本対応方針に従った大規模買付行為等説明書ではなく、当社取締役会の同意が得られることを条件とする友好的な提案に係る説明書となっております。もっとも、Anton Paar は、本趣旨説明書において、Anton Paar は本対応方針に定める「大規模買付者」に該当するものではなく、また、本趣旨説明書提出時点の Anton Paar の意図として、①いかなる場合でも、当社の取締役会の同意がない限り、Anton Paar 及びその関係者は、議決権割合が 20%を超える株式取得を行わず、②2022 年 8 月第 2 週に予定されている当社と Anton Paar の会議までは、Anton Paar 及びその関係者は、当社株式の持株比率を高める（即ち、当社株式を取得する）ことはせず、仮に 8 月第 2 週に予定されている会議後に持株比率を高める場合であっても、Anton Paar 及びその関係者は、当社の取締役会の同意がない限り、議決権割合で 20%を超える持株比率に高めることはない（当社の取締役会の同意がない限り、Anton Paar 及びその関係者は、議決権割合が 20%を超える株式取得を行わない）旨説明していたことから、当社は、Anton Paar が本対応方針及び上記の説明を遵守することを前提として、Anton Paar に対して、大規模買付行為等説明書の提出を求めることや、情報の提供を求める等の本対応方針に沿った手続を一旦中断し、まずは、2022 年 8 月第 2 週に予定されていた会議において、本提案について Anton Paar と友好的な協議を行うこととしました。

なお、Anton Paar は当社に対して、当社が本対応方針に基づき設置した当社独立委員会との面談を要請しておりましたが、上記のとおり、Anton Paar は、本対応方針に従った大規模買付行為等説明書を提出しておらず、本趣旨説明書においても、自らを本対応方針に定める「大規模買付者」に該当するものではないと主張しており、当社としても、一旦、本対応方針を離れて、本提案について Anton Paar と友好的な協議をすることとしたため、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な

判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するために設置された独立委員会ではなく、当社の経営陣が責任をもって本提案について Anton Paar と協議するべきものと考えております。なお、Anton Paar 経過プレスリリースでは、当社の取締役会が Anton Paar と当社独立委員会との接触を積極的に妨げる行動をとり続けている旨の記載がありますが、これは事実ではなく、当社独立委員会が、上記の事情を踏まえ、本対応方針に従った手続が進行していない現時点において、本対応方針に基づき設置された独立委員会が Anton Paar と面談する必要性はないものと自ら判断して、当社の経営陣を通じて独立委員会として Anton Paar と面談する必要がないと考えている旨を Anton Paar に伝達したものであり、当社の取締役会が独立委員会と Anton Paar との接触を妨げた事実等は一切ございません。

その後、当社経過プレスリリースでお知らせしておりますとおり、当社と Anton Paar は、2022 年 8 月 10 日に会議を実施して以降も協議の継続が必要と判断し、当社は本提案について真摯に検討を重ねてまいりました。特に、本提案は、Anton Paar が当社の経営支配権を取得することを前提としたものであり、当社及び当社のステークホルダーにとって不可逆的なものであることに加え、オーストリアの非上場企業である Anton Paar に関する情報が不足しており、且つ、当社の支配権を獲得した後の当社の経営方針も明確ではないといった状況も踏まえると、当社の中長期的な企業価値の向上の観点からは、本提携によって十分なシナジーを得られる確度が高いと判断できるか否かが重要であり、Anton Paar に対する質問に対する回答も踏まえた上で、慎重に検討、議論を重ねてまいりました。当社経過プレスリリースでお知らせしておりますとおり、当社としては、本提携によって十分なシナジーを得られる確度が高いとの判断には至らず、却って、本提携を遂行することにより、中期経営計画「Imagination 2025」で掲げているアジア事業の拡大に集中することを阻害し、結果として、当社の企業価値を損なう可能性が相応にあるものと考えられることから、当社としては、Anton Paar が当社の経営支配権を取得することを前提とした本提案を受け入れることは難しいとの結論に至りました。もっとも、当社は、Anton Paar との事業提携が部分的に成果をあげる可能性を否定するものではなく、当社としては、まずは、Anton Paar が強い市場での（資本提携を前提としない）事業提携から検討したい旨、Anton Paar に対して書簡にて回答しました。

繰り返しとなりますが、本提案は、Anton Paar が当社の経営支配権を取得することを前提としたものであり、当社及び当社のステークホルダーにとって不可逆的なものであることに加え、オーストリアの非上場企業である Anton Paar に関する情報が不足しており、且つ、当社の支配権を獲得した後の当社の経営方針も明確ではないといった状況も踏まえると、本提携によって十分なシナジーを得られる確度が高いとはいえない場合に、本提案をお受けすることはできないと考えております。そして、当社取締役会としては、まずは、可逆的な（資本提携を前提としない）事業提携から検討し、将来的に、Anton Paar との事業提携の成果が上がり、その範囲を拡大させる中で、Anton Paar との事業提携の更なる深

化が当社の中長期的な企業価値の向上に資すると合理的に判断される場合には、Anton Paar との資本提携も選択肢として検討することが当社の中長期的な企業価値の向上の観点から望ましいと判断いたしました。以上のように、当社取締役会は当社の株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益及び当社の中長期的な企業価値の向上の観点から本提案をお断りさせていただき、その一方で、当社として（資本提携を前提としない）事業提携を提案させていただいたものであり、Anton Paar 経過プレスリリースに記載されているように当社の取締役会が自らの利益の追求を目的としたものでは全くございません。

上記のとおり、当社取締役会は、Anton Paar の大量且つ急速な当社株式の買集めといった経緯にも拘わらず、Anton Paar の本提案に対して真摯に検討し、その後、Anton Paar に対して（資本提携を前提としない）事業提携を真摯に提案をする等、Anton Paar 及び本提案に対して真摯に対応してまいりました。なお、Anton Paar 経過プレスリリースにおいて、当社が、グローバルな製品販売への適性の評価を目的とした Anton Paar による当社計器の試験を積極的に妨げている旨の記載がございますが、これは、Anton Paar が当社との協議中にも拘わらず、当社の計器を試験目的で入手しようとしたものであります。当社は、Anton Paar に限らず、実際に提携をしている会社に対するものを除き、計器の試験を目的とした当社製品の販売は行っておらず、当社取締役会が Anton Paar との提携を妨害しているといった事実も一切ございません。

また、当社としては、まずは、Anton Paar が強い市場での（資本提携を前提としない）事業提携から検討したい旨、Anton Paar に対して書簡にて回答しており、今後も、Anton Paar と友好的な協議を継続していくことを意図しておりましたが、当社の（資本提携を前提としない）事業提携の提案に対し、何らの回答もなされず、（資本提携を前提としない）事業提携の検討から始めることに関する Anton Paar の見解も明らかにされないまま、一方的に当社を非難する内容のプレスリリースがなされたことについて、非常に驚き、残念に思っております。このような Anton Paar の対応から、Anton Paar は最初から当社と実直な事業提携をする意思はなく、当社を傘下に収めることだけが目的であると疑わざるを得ません。

もつとも、当社としては、上記の経緯に拘わらず、当社の事業提携の提案について、Anton Paar と引き続き協議を継続する意向がありますので、Anton Paar が協議に応じるのであれば、Anton Paar との協議を継続してまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、今後の当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

以 上